

四日市市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月18日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第9号

四日市市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則（平成14年四日市市規則第24号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（派遣の対象とならない職員の特例）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 条例第2条第2項第3号に規定する規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当する職員であって引き続き職員として採用されたものとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>地方公務員法第22条の規定により本市以外の地方公共団体の職員として採用されていた職員</u></p>	<p>（派遣の対象とならない職員の特例）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 条例第2条第2項第3号に規定する規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当する職員であって引き続き職員として採用されたものとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>地方公務員法第22条第1項の規定により本市以外の地方公共団体の職員として採用されていた職員</u></p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日より施行する。